

問 民泊の実態把握と衛生管理等の指導は

答 県と共同で実態把握や指導に努めたい



篠崎久美子議員

【民泊について】

問 旅館業法等適用外の、いわゆる民泊の実態把握と村内状況は。

村長 村の実態把握は、インターネットサイトに留まっている。現在のサイト検索では村内で約70件程度だが、実態はこれ以上と推定。

問 保健所等の関係各機関等との情報交換や連携状況は。

村長 実態把握と指導のため、2月に大町保健所食品衛生課と情報交換し、今後の対応を話し合った。また、北安曇地方事務所観光建築課に保健所や村との共同実態調査への取り組みについて協力要請を行っている。

た。県も実態調査への意向も強く、民泊紹介サイトの情報と旅館業法の許可施設との照合、現地調査を進めていく方針で、3月に現地調査をしている。県と共同でさらに実態把握に努めていきたい。

問 軽井沢町などのように、条例で民泊を禁止することも可能になったが、村は民泊をどう捉えているか、また、今後の指導や管理については。

村長 国の「民泊サービスのあり方に関する検討会」は28年度中に結論を出す方針で、急増する外国人観光客への宿泊対応や、空き家の有効活用などの一方で、安全性の確保、近隣住民トラブル防止、仲介業者への新たな規制などの必要性が論点となっており、村の方向性としては国の動向に注視していきたい。

【障害者差別解消法施行関連】

問 庁内のガイドライン作製や職員研修などは。

村長 4月に職員対応要領を策定し適切な対応の基本的事項を定め、7月に職員研修を実施予定。県の手話言語条例では県と市町村の連携がうたわれ、村では本年度、手話通訳等の資格取得の補助金を創設した。

問 対象者からの相談体制の整備は。

村長 健康福祉課が相談窓口。大北地区で障害者差別解消支援地域協議会設置への検討もしていく。状況に応じて県との連携も想定している。

問 今年度、専門職の社会福祉士を採用したが具体的業務は。

村長 特に障がい者のケースワーカー業務を行う。現在は視覚・聴覚に障がいのある方への訪問をしており、今後、相談業務にあたる。

【行財政運営について】

問 予算の基本的事項で「徹底した行財政改革…事業



「軽井沢町では、民泊を町内全域で禁止に」(公式ホームページより)

の有効性等を徹底的に検証し真に必要な経費を精査し、貴重な税金を無駄にしないという強い意識のもとに将来に亘り健全な財政運営が図れるよう創意工夫を行う」とあるが、具体的な取り組みは。

村長 行財政運営は税金で賄われていることを強く意識し正確な予算とするため、事業の必要性、事務費削減、普通建設事業の計画的繰越などを心掛け、今後も経費節減に努力する。

問 補助金や各種負担金の見直しは。

村長 現在、固定資産台帳整備を進めており8月頃から管理計画に着手予定。公会計制度は安価で利用しやすいシステムを検討、来年度導入予定。

問 行財政運営に重要な公会計制度導入の進捗状況は。

村長 平成17年度に策定した「行政改革大綱集中改革プラン」に基づいて取り組んでいる。